

# はあとふるサポート入会・機器貸与申込書

貴社の会員規約を承認し、記載事項が事実と相違ないことを確認の上、利用を申し込みます。  
 貴社の会員規約第1章第4条（個人情報の取扱い）について同意の上、利用申込みをします。  
 記載内容について緊急時等の対応を円滑に行うため、消防・警察・医療機関等、並びに業務委託会社へ提供することに同意します。氏名  
 会社は下記物件を契約者にレンタルし、会員は下記条件で検査完了の上これを貸受けます。

平成 年 月 日



申込日 平成 年 月 日

業務提供期間 年 月 日から 年 月 日

FC名 担当者名

**契約者**

フリガナ 名前  生年月日 (明治) 年 月 日 (大正) (昭和)

住所  フリガナ

TEL ( ) FAX ( )

氏名	住所	電話	関係	鍵預り
				有・無
				有・無
				有・無

**会員**

フリガナ 名前  生年月日 (明治) 年 月 日 (大正) (昭和) ( 歳)

住所  フリガナ

TEL ( ) FAX ( )

性別 男・女 総家族人数 人

**病院**

名称	科目	所在地	電話	診察券番号
	科			
	科			
	科			

**自動払込利用申込書 (郵便局) ㊤ ㊦**

私は、ホームネット株式会社から請求された金額を私名義の下記の郵便貯金口座から自動払込によって支払うこととしたいので、預金口座指定を確認の上依頼します。

取納代行会社: ホームネット株式会社

平成 年 月 日

通帳記号	通帳番号 (右詰めで記入)
1 0	

(フリガナ) 口座名義  届出印

(フリガナ) 加入申込人

払込先口座番号 00120-8-153955 払込先加入者 ホームネット株式会社

払込開始月 平成 年 月 から 払込日 27日 日曜・祝日の場合は翌営業日 再払込日 3日

\*自動払込利用申込書に不備がありましたら、該当箇所にお印をつけて下記までご送付ください。

1. 印鑑相違
2. 口座番号相違
3. 各欄相違
4. 印鑑不鮮明
5. 口座なし
6. その他 ( )

**機器仕様**

号機番号  キーボックス 有(暗証番号)・無

呼出握りボタン 台 パス・トイレコールボタン 台

**進入方法**

**健康・医療等に関する事項**

健康保険証 種別 名義 記号 番号

血液型 RH式 RH   ABO式 A型 B型 O型 AB型

体温・血圧 平・熱 度 平常時血圧 上 下

特異体質 (有) (無) ①じんま疹 ②瘰れん ③ぜんそく ④その他 ( )

薬物アレルギー (有) (無) ①抗生剤 ②解熱・鎮痛剤 ③麻酔剤 ④その他 ( )

既往症及び持病・病歴 (有) (無) ①高血圧性疾患 ②心疾患 ③胃腸炎 ④脳血管疾患 ⑤悪性新生物 ⑥神経痛 ⑦神経炎 ⑧胃炎・ネフローゼ ⑨喘息 ⑩てんかん ⑪黄疸 ⑫結核 ⑬白内障・緑内障 ⑭糖尿病 ⑮その他 ( )

常用薬 (有) (無) ①インシュリン ②抗てんかん剤 ③経口糖尿病薬 ④拡張剤 ⑤降圧剤 ⑥ニトログリセリン ⑦その他 ( )

補助具 (有) (無) ①冠ペースメーカー ②血液透析中 ③コンタクトレンズ ④その他 ( )

身体障害 (有) (無) (障害の状況)

**機器利用料**

月額基本利用料	円
オプション利用料	円
合計	円 消費税 円
消費税込料金	円

**第1回目お支払金額**

月額基本利用料×2	円
オプション利用料	円
合計	円 消費税 円
消費税込料金	円

\*第2回目以降は、毎月27日上記の金額をお支払い頂きます。

\*第1回目は、業務開始日の翌々27日上記の金額をお支払い頂きます。

特記事項

※会員情報（個人情報）の開示・訂正・削除について  
 ご記載いただきました会員情報（個人情報）について、その内容の開示・訂正・利用停止等のご請求、その他会員情報（個人情報）に関するご質問に  
 関しましては下記お問合せ窓口までご連絡ください。

【お問合せ窓口】 受付時間 午前9時～午後6時  
 （土・日・祝日・年末年始を除きます。）  
 ホームネット株式会社 開発部  
 〒162-0045  
 東京都新宿区馬場下町1-1 早稲田SIAビル5F  
 電話番号：03-5285-4538

はあとふるサポート会員規約

第1章 基本条項

第1条 (会員)

- 1. 会員とは、本規約を承認のうえ、表記記載の会社(以下「会社」という。)宛に「はあとふるサポート契約」(以下「本契約」という。)を申込み、会社がその申込みを業務対象者として適格と認め、その引き受けを行った者をいいます。
2. 会員と会社の契約は、会社が前項の申込みを承認した時に成立します。

第2条 (提供業務)

- 1. 会社は会員の急病・負傷などの通報及び安否確認のためのセンターからの異常を受信した時は、通話による状況の確認を行った後、必要場合は会社指定の者(以下「緊急出動員」という。)が現場に駆けつけて確認し、病院・消防署及び指定連絡先等に必要な連絡を行います。
2. 前項に定める連絡業務の内、指定連絡先(親類・隣人・医療機関・ホームヘルパー等)への連絡業務については、その連絡が取れない場合、その時点で連絡業務を終了します。
3. 会社は会員の急病・負傷の発生を防止する業務・医療・介護・搬送等の業務は行いません。

第3条 (ホームターミナル)

- 1. 会員は入会の申し込みをするにあたり、前条に定める業務(以下「本業務」という。)の提供を受けるために機器一式(以下「ホームターミナル」という。)を会社から本規約第3章をもとに借り受け、
2. ホームターミナルを構成する機器の種類及び個数は表記記載のとおりとします。

第4条 (個人情報の取扱い)

- 1. 本契約で取扱う個人情報の収集目的は以下のとおりです。
(1) 本業務遂行に必要な会員情報の収集を下記必要書類等により収集致します。
① 会費・申込書・自動決済利用申込書等の必要書類
② 収集する個人情報の例
① 氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、勤務先に関する内容、保険証の番号・番号、健康情報
② 緊急時連絡先、掛かり付け病院、銀行口座内容等
2. 個人情報の利用目的について
個人情報を利用する際には、会員からお預かりした個人情報を以下の本業務の提供とこれに付随する業務、及び関連する各種サービスに関する情報の提供を行う目的で利用させていただきます。
① 通報受信業務(当該サービス対象者確認業務)
② 駆け付け業務(現場確認業務)
③ 関係機関連絡業務
④ 指定連絡先連絡業務
⑤ 集金代行業務
⑥ 健康相談業務
⑦ 上記①、②、③、⑥の目的の達成に必要な範囲での個人情報の共同利用
3. 個人情報利用停止の申し出について
会員は本業務以外の目的での利用を停止するよう申出を行なうことができるものとし、当社はそれ以降の当該目的による利用停止の措置をとるものとします。
4. 個人情報の共同利用について
① 会員から頂いた個人情報は、会員に本業務を提供するために、会員の同意を得た上で、当社提携先(駆け付け事業者)との間で共同して利用させていただきます。(提携先とは、業務提携に関する基本契約、及び個人情報の取扱いに関する機密保持契約等を締結した先をいいます。)
② 共同して利用される項目は以下のとおりです。当社が会員から提供頂いた駆け付け業務に必要な全ての個人情報
③ 共同利用する者の利用目的
1) 本業務の実施
④ 共同利用時の責任はホームネット(株)が有します。
5. 個人情報の委託について
会員から頂いた個人情報を外部委託し本業務を実施することがあります。この場合委託先とは契約を締結し、個人情報を適正に管理できるようにいたします。
6. 会員が緊急時緊急時対応サービスの実施に必要な個人情報が提供されなかった場合
① サービスによる緊急時対応が適切に行われなくなります。

第5条 (利用料)

- 1. 会員は会社に対し、本業務の提供の対価として表記記載の基本利用料、オプション利用料及び消費税(以下「利用料」という。)を支払います。なお、利用料は月額単位とし、日割り計算はしません。ただし、会員は業務開始日の翌月から業務終了日を含む月までの利用料を会社へ支払います。
2. 毎月の利用料支払いは、当月分を当月指定振替日に会員の指定する預貯金口座より自動振替の方法により支払います。ただし、初月の利用料支払いは2ヶ月分の一括払いとし、業務開始日の翌々月指定振替日上記の方法により支払います。なお、自動振替請求は会社の指定する集金代行機関が行います。
3. 利用料の改定が必要となった時は、会社は会員と協議し、変更することができるものとします。
第6条 (ホームターミナルの設置・移設等)
ホームターミナルの設置工事は会社の指定する施工会社又は会社の指定する者が実施します。
第7条 (ホームターミナルの作動確認と保守点検)
1. ホームターミナルの作動確認は、会員が行うものとし、ホームターミナルのコンセントは常時通電状態とします。
2. 会員はホームターミナルの不正常作動が確認出来たとき、会社に通知するものとします。
3. 会員が受信装置によりホームターミナルの異常を確認した場合は速やかに会員に通知し、会社は随時点検及び必要な保守を行う手続を取ります。
4. 会社は適宜ホームターミナルの点検を行います。この際、会員は点検業務に協力するものとします。その際に不正常作動等が確認された場合は速やかに処置を行います。
5. 本業務におけるホームターミナルを利用する為に必要な電気並びに通信回線は、会員所有の回線を使用し、その費用(定時発信通報を含む)は会員の負担とします。
第8条 (本業務の開始と終了)
会社がホームターミナルの設置工事を完了し、作動テストの完了を会員が確認した翌営業日から本業務の提供を開始し、本契約が終了したときに本業務の提供を終了します。
第9条 (業務の停止)
1. 会社は天災地変・停電・通信回線異常、その他の不可抗力事由の発生により本業務を実施することが不可能な事態が生じたときは、その事態が止むまでの間、本業務の提供を中断します。
2. 前項の事由により会社が本業務を一時的に停止する場合においても会員は所定の会費を支払います。但し、本業務の提供の停止期間が引き続いて15日間を越えたときはこの限りではありません。
第10条 (有効期間と中途解約)
1. 本契約の有効期間は会社が本業務の提供を開始した日から表記記載の契約終了の日までとします。
2. 会員又は会社が期間満了の1ヶ月前までに相手方に書面で解約の意思表示をしないときは、本契約はさらに1年間自動更新され、その後も同様とします。
3. 会員は、本住宅の退去等の理由によりサービスを受けることができなくなった場合、会社に申し、電話連絡により解約の意思表示を行うとともに、会社指定の書面に通知することにより解約をすることができます。
4. 会員が地方公共団体の運営する緊急時対応サービスの申込資格を有することとなった場合は、契約を解除することを妨げません。
第11条 (会員資格の喪失)
会員は、次の各号に該当した場合、その資格を喪失します。
(1) 利用料の支払いを滞りして滞りしたことにより、会社から書面で契約解除の通知を受けたとき。
(2) 第2条に定める業務の目的外使用で濫用した場合。
(3) その他会員が本規約に著しく違反し、会社が本契約の維持継続が困難であると判断したとき。
第12条 (利用料の支払滞り)
1. 会社は契約者が本規約に基づき利用料の支払いを滞りしたとき、その旨を書面で会員宛通知することにより本契約を解除することができます。本契約は滞りした時点で終了とします。
2. 前項により本契約が解除されたときは、会員は会社に対し、未払利用料をただちに支払います。
3. 本条の規定によって本契約が効力を失った後1ヶ月以内に会員が所定の会費(未払分を含む)をそそぐ本契約の復活の申込みを行い、会社がこれを承諾したときは、この契約は有効に存続し

- たものとみなします。ただし、本契約が第1項の規定に抵触し、効力を失った日から、第3項により会社が承諾するまでの間は、会社は本業務の提供を行わず、会社が承諾して本契約が復活しても、その間に業務対象建物内で発生した事故については会社は一切の損害賠償責任を負いません。
第13条 (免責)
会社は次の各号に該当する場合は所定のサービス提供業務の責めに任じません。
また、それにより生じた損害賠償責任を一切負わないものとします。
(1) 会社は、天災地変・停電・通信回線異常、その他の不可抗力事由の発生により会社の業務提供が著しく困難な場合、または不能となった場合。
(2) 前(1)号に起因するホームターミナルの作動停止、故障若しくはホームターミナルの誤作動その他会社の責にやらない事由により、本業務の全部又は一部の提供が不能又は遅滞した場合。
(3) 会員及び会員の親戚等会員の管理下にある者の故意、又は過失に起因する場合。
(4) 業務対象建物内に設置されたホームターミナルを会社の承諾を得ずみだりに移設、変更、撤去、分解、及び加工等を行った場合。
(5) 会員が第2条の「業務提供運営上の遵守事項」を遵守しなかったことにより生じた場合。
第14条 (緊急時の立ち入り)
1. 業務対象建物内の出入口の鍵は会員又は緊急連絡先の中から会員が指定した者が保管・管理するものとします。キーボックス等の設置を別途会員が希望した場合は、その仕様に基づきサービスを提供するものとします。ただし原則として、キーボックスを使用する場合、又は会員が会社を保管先として指定した場合は、更に複製した鍵を会社に預けるものとします。
2. 会社は本業務の実施に必要な時はいつでも会員又は会員の関係者に対して出入口の開閉を求めることが出来ます。
3. 第2項の開閉が拒まれるか、又は開閉の時期を失したために生じた会員又は会員の関係者の損害については会社は賠償の責に任じません。
4. 会社が前項の理由により会員の業務対象建物内に立ち入った場合、会社は契約者宛に指定連絡先に連絡した時をもって業務を終了します。
ただし、状況に応じ窓ガラス等を必要限度において破壊して立ち入り場合があります。この場合、破壊及び損壊による損害については会員は、会社及び出動した関係機関に対し、損害賠償の請求は一切行わないものとします。
第15条 (守秘義務)
会社は本契約の締結及び実施にあたり知り得た会員の情報を本契約有効期間中及び、本契約終了後も他に漏らさないものとします。
第16条 (合意管轄裁判所)
会員は当該契約に関する訴訟についての管轄裁判所を東京地方裁判所とすることに合意します。
第17条 (信義・誠実義務)
会員及び会社は互いに協力し、信義を守り誠実に本規約及び本契約を履行し、本規約及び本契約に定めのない事項は法令その他慣習に従うほか、会員及び会社が協議し、これを決定するものとします。
第18条 (規約の改定)
会社は、社会情勢の変化等やを得ない事情が生じた場合は、会社の判断により、本規約を改定することができます。その場合会社は会員に対し、1ヶ月前までに書面で通知のうえ実施するものとします。
第2章 業務提供運営上に関する遵守事項
第1条 (指定連絡先登録)
(1) 会員はあらかじめ指定連絡先を書面で登録し、会社に届け出を行います。
(2) 会員は前(1)号の登録票に記載された順位及び連絡先に変更が生じたときは、その都度、会社に書面にて通知するものとします。
第2条 (通知義務)
会員は、下記の各号を行うような場合は事前に会社へその旨

- を通知するものとします。
(1) はあとふるサポート業務に障害等を生じさせるような回線の種別変更及び通信回線工事等が発生した場合。
(2) ホームターミナルと電話回線を共有する各種端末装置(パーソナルコンピュータ、ファックス等)を付設する場合。
第3条 (維持管理)
会員はホームターミナルを正常作動させるために、その維持を行うものとします。
第4条 (ホームターミナルの損傷・紛失・盗難等)
(1) 会員はホームターミナルに過失等により損傷を与え、又は損傷を知ったときは直ちに会社へ連絡するものとします。
(2) 会員は、ホームターミナルの紛失・盗難等を知ったときは直ちに会社へ連絡するものとします。
(3) 前(1)(2)号の費用負担は会員の負担とします。
第3章 レンタル条項
第1条 (レンタル)
会社は、表記記載の物件(以下「レンタル物件」という。)を以下に定める各条項に従い会員にレンタル(賃貸)し、会員はこれを賃借します。
第2条 (レンタル契約の成立)
本契約は、表記記載の業務提供期間の開始日をもって成立するものとします。
第3条 (レンタル期間)
レンタル期間は表記の通りとし、表記記載のレンタル期間満了の1ヶ月前までに会員から会社に対して本契約解除の旨の通知がない場合は再レンタル期間を1年以内に限り同一条件で継続できるものとし、以後も同様に更新ができるものとします。
第4条 (レンタル物件の引渡し)
会社がレンタル物件の設置工事を完了し、作動テストの完了を会員が確認したときをもって引渡しが行なわれたものとします。
第5条 (レンタル物件の保守管理)
1. 会員は、レンタル物件について、善良なる管理者の注意義務をもって使用・保管するものとします。
2. レンタル物件を適正に作動させるために必要な電池等の消耗品の補給及びその交換費用は会社の負担とします。
第6条 (禁止行為)
会員は次の行為をすることはできません。
(1) レンタル物件について譲渡・買入等の処分行為をなすこと。
(2) レンタル物件を本来の用法に反して使用し、又は通常の業務の範囲を超えて使用すること。
(3) レンタル物件に他の動産を付着し、又はその一部を除去若しくは交換し、費用他レンタル物件の改造又は仕様・性能・品質を変更すること。
(4) レンタル物件を会社が設置した場所から移動すること。
(5) レンタル物件を転賃する等第三者に使用させること。
(6) 本契約に基づく会員の権利及び地位を第三者に譲渡すること。
第7条 (通知義務)
次の各号に定める事由の一つでも生じたときは、会員は直ちにその旨を会社に書面にて通知します。
(1) 会員の住所・氏名・電話番号等登録事項に変更があったとき。
(2) 会員規約第1章第10条第3号・11条の各項に定める事由がひとつでも生じたとき、又は生ずるおそれのあるとき。
(3) レンタル物件につき盗難・滅失・損壊その他事故が生じたとき。
第8条 (レンタル物件の点検)
会社又はその代理人は、適宜レンタル物件の点検を行うこととし、会員はこれに協力するものとします。
第9条 (レンタル物件の返還)
本契約が期間満了、会員規約第1章第10条・第11条に定める契約の解約・解除その他の事由により終了したときは、会員はレンタル物件を下記の通り返還します。
(1) 会員は、レンタル物件の返還を会社の指定する日時・場所において行います。
(2) レンタル物件の返還に際し、当該物件が通常の損耗による場合を除き損壊・滅失して原状と異なるときは、会員はその修理に要する費用金額を会社に支払います。